

控訴人(第1審原告) 戸田 久和
被控訴人(第1審被告) 宮井 将

2010(平成22)年4/7のヘイトスピーチ暴力集団による襲撃の中での宮井将による眼鏡窃盗
破棄事件の民事賠償

控 訴 理 由 書

2014(平成26)年1月27日(月)

大阪高等裁判所第4民事部二A 御中

控 訴 人

戸田 久和(とだ ひさよし)



2013(平成25)年12月6日付けで行なった控訴の理由を述べるため、控訴人は本書面を提出するものである。

(※1審書面では「在特会」や「主権回復会」らの民族差別ヘイトスピーチ暴力集団の団体個人を「ザイトク」(控訴人の造語)とも呼んだが、控訴審書面ではより社会的認知を受けている言葉として「ヘイトスピーチ集団・勢力」の方を主に使う)

~~~~~  
原判決は、被告が原告への悪意を持って眼鏡を窃盗し翌日廃棄した事や、原告に全く謝罪も弁済もせず、公然と居直って、原告に精神的苦痛と損害回復訴えの労力や金銭支出をもたらしてきた事への賠償(慰謝料)を全く認めず、また、訴訟費用負担もその9/10を原告に科すとした。

その理由として原判決は、(原告が批判する被告の行為について)「不法行為に該当する行為は認められず、また、本件不法行為が原告の財産権以外の権利を侵害するものとははいえない。」という理由を付けている。

しかしこの判断は全く失当・不当である。その理由について、控訴人は以下の説明をする。

### 【 1 : 慰謝料不認定は「犯罪被害者への補償」の否定であり、失当】

1 : 近年、「犯罪被害者への補償の推進」は司法の流れとして確定的になっており、犯罪被害者が被った物的、金銭的、肉体的、精神的損害に対する賠償や慰謝料を手厚くするべきだという考え方が進んできている事は誰もが認めるところである。

それが裁判所も推進している「市民常識に沿った司法のあり方」であるはずだ。

2 : 本件賠償請求は、まぎれもなく「犯罪の加害者に対して、その犯罪の被害者が賠償を求めたもの」であり(具体的には、「集団的な襲撃に加わった中で襲撃対象者の眼鏡を窃盗し破棄損壊した事件」)、破棄損壊された物品の代価(+金利)(金利についてはこれ以降の記述では省略する場合もある)だけでなく、種々の要素から成る「慰謝料」の支払いの必要性・妥当性を認定するのが、現在の司法として当然持つべき判断である。

3 : 「慰謝料不認定・損壊物品の実費賠償のみ」で済むのは、「悪意無き過失で損壊させた場合」であり、例えば「悪意はなかったが相手の車を損壊させ、過失の有無やその度合いについて争いがあった裁判となった」場合などであろう。

これが「車両の損壊」という現象は同じであっても、「一方の側が悪意を持って相手の車を襲撃して損壊させて逃げた」場合であればどうであろうか?

ましてや「悪意を持って相手の車を襲撃して、水路の中に沈めて回収できなくしてしまった」というもっと悪質な犯罪の場合はどうであろうか？

「車の実費弁済だけすれば良い。慰謝料は必要ない」という認定がまっとうな司法判断として社会に容認される事はあるまい。

「車」が「眼鏡」に入れ替わっても、司法が為すべき判断は同じであるはずだ。

4：しかるに原判決は、「眼鏡を奪い、その後、当該眼鏡を廃棄したこと」を「不法行為」と認定しつつも、この「不法行為」について「慰謝料は認められない」と断じている。

これはつまり「犯罪行為で被害を受けても慰謝料は認められない」と一律に断じる等しいものであり、失当である。

それを正当化するのには、

- 1) 「眼鏡を奪う」ことや「奪った眼鏡を廃棄する」という確たる事実は、例え検察官が起訴してもしなくても、本件事案の場合は「犯罪行為・違法行為」と捉えるべきであるのに、あえて「不法行為」という少し弱い言葉を使う。
- 2) 「対象者への反発心・嫌悪心を持って、控訴人をやっつけてやろうという心情を抱いて、意図的に、控訴人に対する集団襲撃に加わって、眼鏡を奪い、廃棄した」という、「悪意ある動機に基づく行動」の全体を見ようとせずに、動機・犯意の部分を捨象して「眼鏡を奪った、廃棄した」という行為現象だけを取り上げる。
- 3) その上で、「財産権侵害による損害は物的損害に尽きるものと解される」という狭い解釈を採用して、犯罪被害者が被った肉体的・精神的損害および犯人糾明や訴訟に要した労力や費用に対する賠償・慰謝料をいっさい無視する。

という論理構成である。

5：この論理構成に従えば、およそ「財物損壊を伴う犯罪の被害者への補償は損壊財物の実費弁償以外は認められない」事になってしまうが、これでは「犯罪被害者への補償を推進する」どころか、「犯罪被害補償」の大部分を切り捨ててしまうことになる。

例を挙げれば、「悪意を持って者に車を襲撃されて奪われ、水路の中に沈められて使えなくされた犯罪被害者が、犯人に対して全く慰謝料を請求できない」、という事であり、これでは「法の正義」が存在しないのも同然になってしまう。

6：また原判決は、控訴人が重大な不当行為として慰謝料請求の理由に挙げている数々の事柄、即ち、

A：検事調書では警察調書では「戸田さんにも迷惑をかけたと思っています。戸田さんに対しては弁償したいと思っています」としおらしい態度を取る事によって、控訴人に知らないうちに「非公開の略式裁判で罰金10万円」という軽い処分を得た、

B：それにも拘わらず、控訴人に弁償するどころか、ただの一度も連絡せず、どのような形での謝罪も全く行なわなかった、

C：略式命令で事件が「一件落着」した後は、再び嬉々としてヘイトスピーチ活動に頻繁に出向いたり、ヘイト（「ヘイトスピーチ」の略）仲間と交流するためには金を使っているのに、つまり弁償能力はあるのに、弁償について一顧だにしなかった、

という被控訴人の行動について、全て「不法行為に該当するとまではいえない」、として慰謝料不認定の理由としている。

たしかにこれらは「不法行為」とまでは言えないかもしれない。

しかしこれらはたとえ「不法行為」ではなくても、「重大な不当行為」であって、特にA：は簡易裁判所の裁判官を騙すに等しく、「偽証罪に限りなく近い」悪質な行為であり、B：も含めて、裁判所に対して「謝罪する・弁償する」と言明して軽い刑を得ておいて、実際には

全く謝罪も弁償もしない、という行為は、控訴人の心情を著しく侮辱し傷つけるものであって、これを慰謝料の対象にしないのは「犯罪被害者への補償」の考えにも、「犯罪の抑制」にも、「司法に対する市民の信頼」にも反するものである。

【 2：抑止すべき反社会的なヘイトスピーチ集団の蛮行に「慰謝料は不要」とお墨付きを与えて横行を助長してしまうものであり、失当】

1：本事件はまぎれもなくヘイトスピーチ集団による 1 個人への集団暴行事件の中で発生したものである。

大阪駅前歩道橋上という繁華街の中の天下の往来の中、何十台ものカメラやビデオ撮影機を装備した 200 人以上者警官がいる中で、平然と集団暴行に走ったという事実、そして襲撃と眼鏡強奪を自慢し賞賛しあう動画を自ら撮影してネットにアップし、控訴人をネットで嘲笑・誹謗中傷した事実は、その当時如何に彼らが凶暴でやりたい放題だったかを示すと同時に、警察がヘイトスピーチ集団に如何に甘い対応をしてきたかを示している。

・・・甲第 8 号証（被控訴人らによる強奪品の自慢などの様子）参照

実際、多数の警官の目の前でヘイトスピーチ集団による集団暴力が振るわれても何ら規制も検挙もされないで放置される事は、全国各地で多数発生していた。

2：そうした状況の中で、襲撃された側がヘイト集団を告訴したのは、2009（平成 21）年 12 月の京都朝鮮学園による刑事告訴が全国初であり、その後 2010（平成 22）年 4 月 21 日の徳島県教組による刑事告訴と、控訴人による 4 月 30 日の刑事告訴がそれに続いている。

・・・甲第 9 号証（京都朝鮮学校襲撃事件の経緯）参照

・・・甲第 10 号証（徳島県教組襲撃事件の経緯）参照

・・・甲第 11 号証（控訴人の刑事告訴書面各種）参照

（4/17 襲撃の控訴人の告訴が 4/14 襲撃の徳島県教組の提訴よりも遅れたのは、1 個人で全て準備せねばならなかったため、刑事告訴する事自体は事件早々に表明している）

その前の時期もその後も、ヘイト集団による襲撃事件は多数発生しているが、1 個人で刑事告訴をしたのは全国で控訴人のみである。

なぜかと言えば、1 個人ではヘイトスピーチ勢力によってネットで実名や顔写真を晒されて執拗に誹謗中傷されたり自宅に襲撃街宣をかけられる事が明白だからである。

（控訴人も実際に、襲撃事件後何度か自宅襲撃街宣をやられている）

3：控訴人が被控訴人らヘイトスピーチ勢力の反発を買っていたのは、控訴人が 2009（平成 21）年 12 月から自分の HP で大々的にヘイトスピーチ勢力批判を打ち出し、街頭でも批判行動を行ったからであり、このように氏名も住所も電話番号も顔写真も職場も全て晒してヘイト勢力批判を行なう人間は、つい最近まで全国で控訴人のみだった。議員として見るならば今も控訴人のみである。

・・・甲第 12 号証（控訴人の HP）参照

4：一方、被控訴人は 2009（平成 21）年に関西でもヘイトスピーチ行動が勃発した当初からの積極的なヘイト活動家で、同年 12 月 4 日の最初の京都朝鮮初級学校への襲撃行動に参加した 11 人の中の 1 人であり、「ピアス宮井」と仲間内で呼ばれ、「オレら突っ込むぞ！殺していいんやったら殺すぞ！」という言葉で常用してきたような凶悪な男である。

そして『日韓国交断絶国民大行進』を関西に持ち込むなど、関西ヘイト・スピーチ・プロデューサーとして実績を挙げてきたとも言われている。

また、最近控訴人が得た情報では、本年 1/7 の本件で京都地裁執行官に自宅差押え訪問を受け、控訴人に眼鏡代+金利の支払いを約束した直後の 1 月 13 日の『純心同盟』というヘイト団体主催の京都駅前街宣にも参加しており、1 月 23 日づけで賠償金は支払ったものの、ヘイト行動を改めているとは思えない。

5：控訴人への襲撃事件当時は、控訴人らヘイト集団は、警察の目の前で襲撃をかけても逮捕されることなど無いと安心しきっていた。

実際、控訴人襲撃前の 3 月 3 日に生駒市の議会棟に多人数で乱入して怒号狼藉した時も、建造物侵入・庁舎管理規定等への違反行為が明白にも関わらず、現場にいた警察官は強制排除も逮捕もしなかった。

こうした「警察による甘やかし」がようやく一部打破されたのが、2010（平成 22）年 7/13 の被控訴人逮捕という「全国初のヘイトスピーチ集団襲撃事件での逮捕」であり、その後に同年 8/10 の京都朝鮮学校事件での逮捕と 9/8 の徳島県教組事件での逮捕が続いている。

そしてヘイトスピーチ集団の行動に対する認識が社会的にある程度広がる中で、2012（平成 24）年以降、ヘイト勢力に対する逮捕が続くようになった。

・・・甲第 13 号証（ロート製薬強要容疑事件の経緯）参照

6：民事賠償の流れで見ると、2011（平成 23）年 1 月に「在特会」副会長の川東大了が奈良県御所市の水平社博物館前で差別街宣をした事に対して、部落解放同盟が同年 8 月に名誉毀損で賠償提訴し、翌 2012（平成 24）年 8 月に 156 万円の債権差押命令が出された。

・・・甲第 14 号証（水平社博物館前差別街宣の経緯）参照

次いで、2013（平成 25）年 10/7 に京都朝鮮学校襲撃嫌がらせ事件で在特会らに 1200 万円超の損害賠償の支払い命令（仮執行宣言付）が出されて、大きな反響を呼ぶに至った。

・・・甲第 15 号証（「ヘイトスピーチ裁判判決の新聞記事）参照

この 10/7 判決をもってようやく世間一般にヘイトスピーチ問題が差別・人権侵害・人種差別撤廃条約違反として広く認知されるようになった。

また、徳島県教組は 2013（平成 25）年 8/7 に在特会と会員 10 人を相手取り、計 1683 万円の損害賠償を求める訴訟を徳島地裁に起こし、現在裁判中である。

7：こうした流れの中で、10/7 京都朝鮮学校事件 1200 万円超の賠償支払い命令の翌月の 11/29 に大阪地裁第 2 4 民事部の中田克之裁判官が、「ヘイトスピーチ集団の襲撃の中で眼鏡を窃盗廃棄され、謝罪も弁償もされなくても慰謝料請求は認めない」とする判決を出した事は全く失当と言わざるを得ない。

ようやくヘイトスピーチ勢力の違法行為や名誉毀損行為に対して厳しい賠償命令が出されて、それら行為の抑止と社会正義の実現に一步進んだ中で、こんな原審判決がまかり通るようでは全くの逆行であり、今も止まないヘイト勢力による襲撃の被害者や今後の被害者に対して泣き寝入りをし向けるに等しい行為である。

「損壊させられた物品の代金しか賠償されない」としたら、誰が手間暇と個人攻撃される危険性をかけてヘイトスピーチ勢力の犯罪を提訴するだろうか。

いったいどこに「犯罪被害者への補償」があるだろうか？ 集団の勢いを借りて「差別や犯罪行為を楽しむ」輩に対してどこに歯止めがかかるだろうか？

原審の中田克之裁判官の判決は、市民の「司法への信頼」と「法秩序」を大きく毀損する非常識判決である。

【 3 : 加害者の究明、逮捕起訴・有罪確定、賠償提訴に費消した膨大な労力・時間・金銭への補償を全く考えないものであり、失当】

1 : 控訴人は被控訴人の犯罪行為を明らかにして賠償請求を起こすために、1個人としては膨大と言えるほどの労力・時間・金銭を費やさざるを得なかった。

その原因を作ったのはひとえに被控訴人である。

被控訴人が逮捕起訴され、有罪確定したのも、通常有り得べき警察・検察の職務行動によっではなく、ひとえに控訴人が努力に努力を重ねて社会に訴え続けた事によって、警察・検察が動かざるを得なくなったためである。

警察は、200人以上の人数で数十台のカメラを保持している面前で白昼堂々と襲撃があったのに（その様子を完璧に撮影していたのに）現場でも事後でも逮捕しようせず、控訴人が膨大な資料と証拠動画を添えて刑事告訴し、HPで大々的に宣伝を続けた事で、やっと3ヶ月後に被控訴人を逮捕し、その後にやっと控訴人への事情聴取を行なった。

検察はそれを受けて控訴人と被控訴人を事情聴取したものの、「窃盗」という眼鏡の入手手段を全く問題にせず、翌日の眼鏡の遺棄のみを「器物損壊」として立件して、控訴人に秘密のままに略式起訴を行ない、即日非公開の略式裁判で、「罰金10万円」の判決を出させてから控訴人に措置終了を連絡するのみだった。

これは、控訴人に蹴りを入れた望月四郎という男を聴取しつつ被控訴人逮捕を皮切りに集団暴行事件として強制捜査しようとしていた大阪府警に対する捜査破壊であり、実際、これ以降、何の逮捕捜査もなされず、事件は立ち消えにさせられた。

そして控訴人はその判決文を示される事も、被告の住所連絡先も知らされず、何の謝罪も賠償も受けないままに放置されてしまったのである。

2 : 本件賠償提訴は、検察調書と略式裁判ででの被控訴人表明によって当然にも実行されるものと期待されていた控訴人への謝罪と賠償が全く為されずに3年の時効を迎えてしまう、という事態が起こったために、控訴人がまたしても労力と金銭を費消して行なわなければならなくなったものであり、その責任はひとえに被控訴人にある。

3 : 控訴人は2009（平成21）年10月から2011（平成23）年3月までは、控訴人への権力弾圧を正当化した最高裁の上告棄却によって議員失職させら、協同会館アソシエという所で社員をしており、その時の年収が約400万円だった。

また2011（平成23）年度からは門真市議に復活した以降の年収は約1000万円である。

従って、本件襲撃件以降に控訴人が文書作成・HP監修・事情聴取・裁判手続き・ビラの印刷や配布・物品調達・弁護士等への相談、等々の必要作業に費やす1時間当たりの「単価」は「時給1000円」を下ることはないと考えるべきである。

4 : また、HPへの記事アップや更新作業については、控訴人自身は全く出来ない事から、外部の人をバイトで頼んでやってもらうしかなく、その単価は2012年前半頃までは「時給1000円」で、それ以降は「時給1200円」を支払っている。

そしてHP更新作業にあたっては、必ず控訴人の事務所内で控訴人が横についてあれこれの作業指示をする方式でなければ満足のもの出来ないもので、その方式で行なっている。

従って、本件事案でのHP作業の「単価」は、作業者と控訴人の「単価」の合計の「1時間2000円」を下ることが無い。

HP更新作業は、1回あたり最低5時間、1月平均して2.5回=150時間、2010(平成22)年4月~2013(平成25)年11/29原審判決までの43ヶ月で最低約6450時間になる。

そのうちどう少なく見ても全体の1/50の129時間は本件事案にあてているから、その対価は129時間×2000円=25万8000円、となる。

5: 控訴人は文章を作成するのに、HPの掲示板投稿文1つに平均1時間、ピラ作成1面につき4時間、裁判文章になると刑事告訴文と添付資料で少なくとも50時間、検察や裁判所への申入れ書で少なくとも1件3時間、民事賠償請求の1審文書全体で20時間、今回の控訴理由書で15時間を要している。

HP掲示板への本件関連投稿はおそらく合計100本(=所要100時間)近くに及んでいるはずである。

また、動画を編集作成してHPアップしたりするには1本あたり1時間の作業時間を要している。

これら以外の、事情聴取・裁判手続き・ピラの印刷や配布・物品調達・弁護士等への相談等も含めた「HP更新以外の作業時間」を合計すれば、襲撃事件発生以降原審判決までの間の所要時間は500時間を下ることは無いはずである。

従って、その「対価」は500時間×1000円=50万円を下る事はない。

6: さらに印刷するための紙代、インク代もバカにならず、本件がらみで費やした費用は10万円を下ることはないはずである。

7: 以上の「労力と人件費と物件費」をまとめると、

HP更新作業費用 : 28万8000円、

HP更新以外の作業対価 : 50万円

紙やインクの代金 : 10万円

~~~~~

合計 : 88万8000円、を下ることはない。

【4: 差別反対・人権擁護・法秩序遵守の啓発をしてきた公職者への侮辱と名誉毀損に対する慰謝料の重要性を考えず、失当】

1: 本件においては、被控訴人の一連の行為によって1個人として侮辱と不快を受けたという事に留まらず、ヘイトスピーチ勢力を厳しく批判し、差別反対・人権擁護・法秩序遵守の啓発をしてきた準公職者と公職者への侮辱と名誉毀損に対する慰謝料の重要性も考慮されるべきである。

襲撃事件当時の控訴人は、形式的には議員失職によって「私人」の立場だったが、翌2011(平成23)年の3月に公民権停止が解除されて4月の門真市議選に出馬する意向であることは公然たる事実だった。

また「政治資金規正法違反」を口実とした政治弾圧による有罪判にも拘わらず2007(平成19)年4月市議選で連続トップ当選に輝いた控訴人については、次に出馬しても楽に上位で当選するであろう事は、門真市有権者の誰もが認識している事だったし、実際22人中の8位当選を果たしている。

こうした事から、襲撃事件当時の控訴人は「翌年市議選に出馬し当選する事が確実」な、言わば「準公職者」の地位になったと見なすことが出来る。

2：例えば、法の番人たる裁判官が白昼公然と反社会的集団に襲われ、眼鏡を奪われ、ネットで誹謗中傷と嘲笑を受けても、相手が逮捕されない、やっと逮捕されても軽い罰金だけで謝罪も慰謝料支払いも受けられない、という状態を想像してもらいたい。

また暴力団追放運動を果敢に進めている事で有名な公職者が、白昼公然と暴力団一味に襲われ、眼鏡を奪われ、同じ様な目に遭った場合を想像してもらいたい。

いずれの場合も、日頃強く批判し闘っている相手集団によって財物を奪われ、コケにされても1円の慰謝料すら取れないという事になれば、世間的にはその公職者に「無能・無力」、「口先ばかりでイザとなったら力が無い」というレッテルが貼られてしまうのではないか？

少なくとも被害公職者自身としては、そのような世間的评价が自分に対してなされたも同然であるという屈辱感にさいなまれるのではないか？

同時また、「犯人が判っているのに1円の慰謝料すら取れない」という事は、その公職者が日頃社会に対して啓発している原理原則が無価値なものである、という誤った情報を発信している事になってしまう、という危機感にさいなまれるのではないか？

控訴人の身に起こった事は、まさにそのような事である。

3：控訴人は全国のあらゆる議員の中で最も最初から、断固として、ヘイトスピーチ勢力の蛮行を公然と批判し、また、それに被害を受け、或いは脅威を感じて萎縮させられている人々を激励し続けてきた議員であり、そのような社会的評価を受けている議員である。

その最初の発現が、控訴人のHPで2009（平成21）年12月から「ザイトク」=ヘイトスピーチ勢力問題特集を開設した事であり、

表題：小学校襲撃・女性団体襲撃を自慢する、日本史上最低の卑怯者集団、日本の恥！
卑劣ファシスト「ザイトク会」粉碎！

また、控訴人が代表を務める「連帯ユニオン議員ネット」の2010（平成22）年2月と2012（平成24）年2月の大会において、ヘイトスピーチ集団への糾弾決議を提起して採択をもらって全国に宣伝した事である。

全国の数ある議員グループの中で、こういう決議を挙げているのは、未だにこの「連帯ユニオン議員ネット」のみである。

・・・甲第16号証（「連帯ユニオン議員ネット大会でのザイトク糾弾決議」参照
（※「ザイトク」とはヘイトスピーチ勢力のこと。控訴人の造語）

そして2011（平成23）年に門真市議に復職した以降は、さらに活動に磨きをかけて、同年9月市議会での議会質問・答弁を皮切りに、門真市を「全国で最も先進的なヘイトスピーチ勢力封殺施策を行なう自治体」に進展させ、その深化発展が留まる事がない。

そしてついに今年の2月に、門真市役所内で他市の議員や職員、研究者などを招いて「2/21反ザイトク施策門真市研修会」（略称）の開催が決まるまでになっている。

・・・甲第17号証（「2/21反ザイトク施策門真市研修会」案内ビラ）参照

4：「市民の安全と尊厳を守るのが公職者の責務」だとして、ヘイトスピーチ勢力と闘ってきた控訴人にとって、「ヘイト集団に公衆の面前で襲撃されて眼鏡を奪われても1円の慰謝料すら取れてない」という事は、耐え難い屈辱であり、公職者としての価値を問われる重大問題である。

従って、事件発生とその後、本件賠償請求まで3年以上続いている事態に対する精神的慰謝料は30万円を決して下るものではない。

【5：算定合計慰謝料が最低でも ~~122万2500~~ 円であり、「50万円」は少額訴訟に合わせたものに過ぎず、50万円全額認定されるべき】

1：以上述べた事を整理すれば、控訴人が算定した慰謝料は、

A：「労力と人件費と物件費」として、

HP更新作業費用：28万8000円、

HP更新以外の作業対価：50万円

紙やインクの代金：10万円

~~~~~

合計：88万8000円、を下ることではない。

B：精神的慰謝料として、30万円、を下回るものではなく、

C：その合計=A+Bは、118万8000円を下回るものではない。

2：以上の算定の上で、控訴人は機敏に賠償判決を得るために、「60万円以下」を対象とした少額訴訟を戦術的に選択して、「眼鏡代金6万5300円」を考慮して訴状での慰謝料請求を「50万円」として、枚方簡易裁判所に提出したものであり、最低限、この50万円が満額認定されるべきである。

(了)



# 宮井将に対する損害賠償請求の控訴審

## 1/27 控訴理由書の証拠説明書 (甲第8号証～甲第17号証まで)

2014 (平成26) 年1月27日提出

控訴人 戸田久和



甲第8号証：被控訴人らによる強奪品の自慢などの様子

甲第9号証：京都朝鮮学校襲撃事件の経緯

甲第10号証：徳島県教組襲撃事件の経緯

甲第11号証：控訴人の刑事告訴書面各種

甲第12号証：控訴人のHPでの「ザイトク」(ヘイトスピーチ勢力) 特集

甲第13号証：ロート製薬強要容疑事件の経緯

甲第14号証：水平社博物館前差別街宣の経緯

甲第15号証：「ヘイトスピーチ裁判判決の新聞記事

甲第16号証：「連帯ユニオン議員ネット大会」でのザイトク糾弾決議

甲第17号証：「2/21 反ザイトク施策門真市研修会」案内ビラ



2010(平成22)年4/7のヘイトスピーチ暴力集団による襲撃の中での  
宮井将による眼鏡窃盗破棄事件の民事賠償

準備書面(1)

2014(平成26)年2月13(木)

大阪高等裁判所第4民事部二A 御中

控訴人

戸田 久和(とだ ひさよし)



【1: 控訴理由書の一部を訂正し、「個人としての慰謝料」を追加する】

- 1: 控訴理由書2ページ下段の「6: A:」の部分で、「A: 検事調書では警察調書では・・・」と書いたのは、「A: 検事調書では・・・」の間違いなので、「警察調書では」の部分を削除する。
- 2: 控訴理由書の「慰謝料の算定」部分において、「公人(議員)及び準公人(市議復活準備中である事が公然たる事実)」の立場からの慰謝料にのみ触れて、「私人」(=個人一般)としての慰謝料に触れていなかったため、これを訂正し、「私人としての慰謝料」も追加する。
- 3: 事件当時、控訴人は市議時代よりも収入が格段に低く、平日日中は会社員勤務に拘束されるがゆえに自由に使える時間は比較にならない程少なかった。  
そういう状況の中で被控訴人の暴行窃盗によって突然に日常生活に不可欠の眼鏡を失ったために新たに眼鏡を調達し、6万5300円もの出費を余儀なくされたのは非常に大きい打撃だったし、警察が強制捜査をするように被控訴人らの集団暴行事件を立証して告訴状や証拠書類を作り、世論喚起すべく宣伝する時間労力金銭の投入は精神的にも大きな苦痛であった。  
加えて、被控訴人らがネットでの宣伝の中で控訴人からの強奪を自慢し、控訴人を侮辱する言動を流している事も、控訴人にとっては精神的に大きな苦痛だった。
- 4: さらに、被控訴人が告訴後2ヶ月半でようやく逮捕されたものの、検察調書で「謝罪や弁償の意志」を述べる事で略式起訴一略式裁判に進んで罰金刑のみで「事件終了」させて、実際には何の謝罪も弁償もしない事によって、控訴人は「次に襲撃被害に遭った場合、控訴人が多くの労力を払ってたとえ幸運にも逮捕起訴させる事が出来たとしても、慰謝料はおろか損害物品の実費やケガの治療費実費すら補償されず、全く一方的なやられ損になってしまう」、「襲撃した側はたとえ逮捕起訴されても、少額の罰金を払うだけで控訴人に物心両方で損害を与えられるから襲撃衝動に歯止めがかからない」、という不安を感じ続ける事になる。  
その事も控訴人にとっては精神的に大きな苦痛だった。
- 5: 以上を考え合わせると、控訴人が「私人として受けた精神的苦痛」に対する慰謝料は30万円を下らない。

また、「理由書」では【5:】部分の一部数字に間違いがあったので、これも訂正する。  
従って、控訴理由書の8ページの【5:】の部分は、下記のように訂正する。

↓↓↓

【5: 算定合計慰謝料が最低でも148万8800円であり、「50万円」は少額訴訟

## 【に合わせたものに過ぎず、50万円全額認定されるべき】

1：以上述べた事を整理すれば、控訴人が算定した慰謝料は、

A：「労力と人件費と物件費」として、

HP更新作業費用：28万8000円、

HP更新以外の作業対価：50万円

紙やインクの代金：10万円

~~~~~  
合計：88万8000円、を下ることはない。

B：精神的慰謝料として、「私人として」30万円+「公職者として」30万円 で、
合計 60万円、を下回るものではなく、

C：その合計=A+Bは、148万8000円 を下回るものではない。

2：以上の算定の上で、控訴人は機敏に賠償判決を得るために、「60万円以下」を対象とした少額訴訟を戦術的に選択して、「眼鏡代金6万5300円」を考慮して訴状での慰謝料請求を「50万円」として、枚方簡易裁判所に提出したものであり、最低限、この50万円が満額認定されるべきである。

【2：本件審理にあたって高裁裁判官に特に訴えたい事】

1：本件は、ヘイトスピーチ勢力（民族差別暴力勢力）が個人に対して実行した暴力襲撃の実行犯が逮捕起訴され有罪になったという、非常に希なケースです。

この勢力は、何十人かそれ以上の規模の警官が見ている前で、街頭において自分らに反対の意志を表示する活動家を襲撃するだけでなく、一般の通行人がちょっと不快な顔をしただけでも、彼ら彼女らがそう認識しただけで、そういう一般市民にまで牙を剥いて襲いかかるという蛮行を、全国各地で数々行なってきました。

そしてその様子を自ら動画撮影してネットにアップして自慢して賛同者を増やす、という無軌道な事も重ねてきました。

（本件以前にネットで動画アップされ控訴人が知っていた有名な街頭暴力の一例としては、2009（平成21）年3/27（日）、秋葉原で在特会の「外国人参政権反対デモ」が1人の男性に集団暴行する動画があり、非常に深刻に捉えました。）

彼ら彼女ら自身は自らを「行動する保守」と称してきましたが、そのあまりの凶暴ぶりから社会運動に関わる人々からは「襲撃する保守」という名称で認知されています。

（・・・甲第9・10・11・12号証など）

2：本件が逮捕起訴に至ったのは、「理由書」に書いたように、控訴人の勇気と知名度と努力が社会的圧力となつての事ではありませんが、それ以前の土台として、襲撃の可能性を考えて予め動画デジカメのスイッチを入れて通行していたおかげで、襲撃の様子をかなり撮影する事ができ、それを控訴人のHPでアップして世論喚起しつつ刑事告訴の証拠として提出できた事が大きく作用しています。

全国各地で起こった襲撃事件で、被害者側が動画撮影していた例は全くありません。

（仮にあったとしても、誰も恐れて提訴しないので、証拠として使っていません）

もちろん、ヘイト集団が街頭に出る時は警察集団が必ず同行し、撮影もしているのですが、

それが被害者救済のために使われる事は無いし、警察が通常行なうべき規制や逮捕をしないので、ヘイト集団は「何をやっても逮捕されない」という安心感の下にやりたい放題するのが通例でした。

現に、本事件の前の 2010（平成 22）年の 1 月に西宮駅頭で従軍慰安婦問題を宣伝していた人達がヘイト集団に襲撃されて一人が突き飛ばされて負傷していますし、1 月～3 月の大阪駅前歩道橋上での従軍慰安婦問題を宣伝も、ヘイト集団と警察の規制でかなりの圧迫を加えられています。

控訴人は、そういう事実を運動情報として詳しく知っていたからこそ、「200 人以上の警官が警備中の現場であろうとも、用心して、襲撃された時に証拠として使う事を考えて、動画デジカメのスイッチを入れて通行し、襲撃される様子を撮影する事が出来たのです。

- 3：これについて被控訴人は、「警察の誘導・規制を無視して現場に来た」とか「自分達を挑発するように撮影しながら歩いて来た」、「だから襲撃事件が起こったのだ」等の、全くのウソをつき続けています。

事件が起こったのは、従軍慰安婦問題宣伝は予定通り 7 時半に終了して解散し、従ってこれへの妨害宣伝を意図した被控訴人らの集団行動も終了していた夜 8 時頃であり、被控訴人らの集団が機敏な解散をせず歩道橋上はかなりたむろしていたために、警官隊が用心して残っていたのであり、この「天下の往来」において警察が特定の人間の通行を規制したり誘導したりする事はありませんでした。

控訴人達はいったん大阪駅前丸ビルのそばに移動してから散会してそれぞれ帰路につきましたが、それも全て警官達が監視している中での事であり、控訴人は「反ヘイトの活動家」としても警察にも知られている人間ですが、警察から通行路を誘導や規制される事は全くありませんでした。

控訴人は最も合理的な帰路として駅前歩道橋に上がったのであり、やや意外にもヘイト集団がまだ多数残っていたので、用心のために動画デジカメのスイッチを入れてあたりの様子を撮影しながら通行したに過ぎません。

この動画デジカメは電源スイッチを入れて作動するまで 3 秒ほどかかり、さらにそれから動画スイッチを押さないと撮影出来ないのです、緊急時に備えるためにこうしたのです。

そして案の定、告訴状や提出動画等（甲第号 11 証各種）にある通り、被控訴人らの集団が控訴人に対して罵声を浴びせ、控訴人が声を返したら激昂して襲いかかって来たのです。

- 4：被控訴人の主張は、双方の集団行動が届出・許可の時刻になって終了した後の、「天下の往来」において、自分らのそばを通る事がけしからん、という得手勝手な思い込みとウソに基づくものに過ぎず、未だにこういう主張を繰り返す虚偽と無反省ぶりに呆れる他ありません。

- 5：それに加えて、（被控訴人も当然承知の上で）被控訴人の仲間が被控訴人が眼鏡の窃盗を自慢しているところをネットで公表し、眼鏡自体も公表するという「自己バクロ行為」を行なった事が最も決定的な要素です。（・・・甲第 8 号証）

控訴人は襲撃集団にもみくちやにされていたし、そもそも被控訴人の事を全く知りません。全てを撮影して知っていた警察（被害者事情聴取の過程でそれが判明しました）は、証拠画像を公表するはずがありません。

「4/7 戸田襲撃事件」がネット上で話題になり、控訴人が断固闘う姿勢を表明しており、かつ眼鏡窃盗実行犯が特定出来る動画がネットにアップされていたからこそ、警察が被控訴人の逮捕に動いたのです。

普通の常識で考えれば、窃盗自慢や窃盗品をネットで堂々と公表するなんて事はあり得ない事ですが、そこが被控訴人らヘイト勢力の異常な所であり、事件当時の警察の甘い対応続きによって、「自分らは『愛国者』だから何をやっても逮捕されないんだ」という異様な「不

逮捕特権意識」に浸っていたがゆえの事です。

被控訴人も含めてヘイト勢力の人間達が如何に非常識で自己中心的で反社会的な意識を持っているかが、この一事に端的に現れています。

6：大阪高裁第4民事部裁判官に考えていただきたいのは、本件のように、希な要素の重なりによってようやく1人だけとはいえ集団襲撃実行犯が逮捕起訴され有罪が確定した、非常に希な事案において、慰謝料が全く認められないならば、民族差別暴力勢力(=ヘイトスピーチ勢力)の違法な襲撃暴行を抑制する歯止めがかからなくなってしまふ、という事です。

全国で多数の襲撃事件が起こっていますが、被害者の恐怖心、証拠の無さ、加害者特定の困難さ等によって圧倒的多数が「加害のやり放題」になっている事実がある中で、本件のような「襲撃の被害者がちゃんと証拠動画を撮っていて、かつ告訴に膨大な労力を割き、かつ加害者が襲撃窃盗をネット動画で自慢していたので、逮捕・起訴・有罪確定になった」という僥倖が重なった例ですら慰謝料が認められないとすれば、「司法の正義」は存在しないも同然です。

襲撃する側は、「たまさか運悪く少数個人が逮捕有罪になって民事賠償裁判を起こされても、実費弁償判決を受けるだけ」だと考え、極めて安易に暴力襲撃に走りやすくなるでしょう。

そしてヘイトスピーチ勢力が、在日外国人問題や歴史認識問題のみならず、脱原発運動や反基地運動、沖縄連帯運動、被爆者運動、部落解放運動、反橋下運動、君が代強制反対運動、等々、権力側にももの申すほとんど全てのジャンルの運動に対して妨害脅迫の触手を伸ばしている現状にあっては、社会的問題意識を持った運動に関わる人全てにとっては、そういう司法状況であれば、「襲撃を受けないようにするために、ヘイトスピーチ勢力から反感を持たれないように萎縮した活動に自らを限定してしまう」方向に追いやられてしまうでしょう。

ヘイト勢力と断固闘う意志を持った控訴人ですら、もし何度も財物を盗まれたり破壊されたりしても、いくら証拠を揃えて提訴しても、せいぜい実費弁償しか受けられないとすれば、経済的にも精神的にも非常に疲弊して、困難な状況に追いやられてしまいます。

これは「民主主義の破壊」であり「法秩序の破壊」です。

司法がこのような破壊を決して作ってはならない事を高裁裁判官にはぜひ考えていただき、本件慰謝料を認めていただきたく切望いたします。

~~~~~

### 【3：本件襲撃窃盗の本質はヘイトクライム(憎悪犯罪)であり、厳しく罰せられるべき】

1：控訴人が受けた襲撃・眼鏡強奪廃棄は、欧米社会の法規範で言えば「ヘイトクライム」(憎悪犯罪～差別的動機による暴力や、差別発言を伴った暴力、人種・民族・国民的な差異をことさらにターゲットにして行われる差別行為とそうした差別の煽動～)に該当する。

「ヘイトスピーチ」という言葉は、日本では法律用語として成熟していないため、さまざまな意味で用いられ、議論が混乱しがちであるが、欧米や国連基準などでは単なる言論ではなく、ヘイトクライム(憎悪犯罪)のひとつとして捉えられている。

これについては、この問題に造詣が深い東京造形大学教授の前田朗先生の解説文を甲第18号証として今回提出する。

・・・甲第18号証：解放新聞東京版：2014年1月1・15日号4面・5面、の「現代日本とヘイトクライムの動向～ヘイトスピーチは表現の自由の問題ではない」(前田朗・東京造形大学教授)

2：被控訴人は、彼自身のこれまでの書面主張から明らかな通り、  
「従軍慰安婦は存在しなかった！元従軍慰安婦と称する女性達は単なる売春婦に過ぎない！」、  
「世上言われている従軍慰安婦問題は、韓国・中国などが日本を貶めて賠償をたかめるために捏造したものだ！」、  
「従軍慰安婦問題で日本政府に謝罪や賠償を求める運動は、日本の敵であり許せない！」  
「従軍慰安婦問題運動に同調したり支援したりする日本人も日本の敵であり許せない！」  
「自分達は愛国者であり、その自分達を非難批判する者は絶対に許せない！」  
という誤った観念に凝り固まっており、それがためにかねてより控訴人を激しく憎悪していて、「控訴人を懲らしめる正義の行動」として本件集団襲撃に加わり、眼鏡を窃盗し廃棄したものである。

控訴人は襲撃された時の感想として、「興奮しまくった猿の大群に襲われた」、という感じがした。個人的には見ず知らずで直接の関係も無い控訴人に対して、**なんでここまで口から泡を吹くばかりに憎悪して殴りかかってくるのか、ある種不思議な生き物を見ている感じがしたものである。**

事件当時の生々しい様子について、甲第 19 号証として提出する。

・・・甲第 19 号証：控訴人HP内「自由論争掲示板」の 2010（平成 22）年 4/11 投稿

●「興奮しまくった猿の大群」に襲われた感じ！実況動画に解説をつけてアップ中！

3：また、被控訴人らのような誤った主張を持つ人々が増大してきた事の分析と「ヘイトスピーチは犯罪として規制しなければいけない」という事について、「ネットと愛国」の著者として有名な安田浩一氏の文章を甲第 20 号証として提出する。

・・・甲第 20 号証：雑誌「紙の爆弾」2014（平成 26）年 3 月号 P24～29、

「大衆メディアにまで拡大する『嫌韓中』の潮流」安田浩一

4：被控訴人らヘイトスピーチ（ヘイトクライム）勢力は、京都朝鮮学校攻撃事件や東京や大阪での「ヘイトスピーチデモ」が一般マスコミでもやっと批判的に取り上げられるようになるや、「自分達愛国者を批判する言動こそがヘイトスピーチだ」というとんでもない詭弁デマをまき散らすようになった。

それが今回被控訴人が出した「準備書面Ⅰ」にも如実に現れている。

ありもしない「在日特権」を信じ込んで、在日外国人や多文化共生社会を作ろうとする良識的な日本人を攻撃して「愛国者」を気取る被控訴人らヘイトスピーチ（ヘイトクライム）勢力が、「息を吐くようにウソをつく連中」と批判されるゆえんである。

5：京都朝鮮学校襲撃事件では、刑事裁判として有罪判決が出され、民事裁判としては京都地裁判決でヘイトスピーチという言葉こそ用いなかったが、人種差別撤廃条約の「人種差別行為」に該当して違法だと認定して 1226 万円もの損害賠償を命じている。（甲第 9・15 号証）

本事件もまた差別憎悪感情に基づく襲撃事件であり、その中での窃盗・器物損壊である。

控訴人の種々の損害被害からしても、厳しい慰謝料支払いが命じられるべきである。

6：控訴人が原審の書面において「ヘイトクライムとしての控訴人への襲撃・窃盗・器物損壊」をさほど詳しく論じなかったのは、本件提訴が「襲撃窃盗の犯人が逮捕され有罪確定され、しかも被告が謝罪と弁償の意志を示すことによって略式裁判送りになって軽い罰金刑になったのに謝罪も弁償も実行しないという単純な形式を持つ」案件だから、「事件内容を詳しく説明するまでもなく、賠償と慰謝料支払い命令が出されるのが社会常識からして当然だ」、と考えたからである。

しかし原審判決は、そういう社会常識に全く反して「犯罪被害にあって、加害者が刑事裁判で有罪確定しても、慰謝料は認定しない」というものだった。

そのため、控訴審において控訴人は襲撃窃盗事件の内容を詳しく説明するものである。

#### 【 4 : 被控訴人準備書面に見られる虚偽とあまりに非常識な自己中心ぶり 】

1 : 控訴人は、被控訴人が眼鏡実費+金利の8万4658円を本年1月23日に書き留め発送で支払った事を受けて、被控訴人の更正に一縷の望みを託して1月25日に「父上などにこれ以上心配をかけることなく、他人に対して差別的で破壊的な憎悪心を燃やして刹那的な快感を求めるのではなく、普通に回りの人々と心を通わせて自他共栄の人生に歩みを向ける事を願います。」という手紙を出した。

.....甲第21号証：2014（平成26）年1月25日の控訴人から被控訴人への手紙

しかし、被控訴人が行なったのは一片の反省もなくこれまでのウソと非常識な自己中心主義を満開にした2月5日付け「準備書面1」を提出することであった。

2 : そもそも、原審で強制執行権付きで認定された賠償金（+金利。以下ではこの部分を省略する事もある）を被控訴人が支払ったのは、再三再四、控訴人が強い態度を顕示して支払い圧力をかけた成果であって、決して被控訴人が判決に従って素直に支払ったのではない。

控訴人は、12月は議会の活動で余裕が無いので、被控訴人自宅の現地調査（12/23）・京都地裁での相談と執行手続き（12/24）のみに留め、執行は新年早々の1/7(火)とする事を確定させた。

12/24時点計算で「利子も合計して7万7438円」を得るために、控訴人は京都までバイクで往復：2回8千円（1回高速3千円、ガソリン千円）+京都地裁への「予納金」4万円も支出し、被控訴人自宅への差押え執行を2014（平成26）年1月7日午後2時と確定した。

その上で、被控訴人に対して12月24日及び25日に配達証明郵便で「支払い請求書」を送って、「12月27日(金)までに、全額、現金書留で、当方に送金せよ」と厳しく求めたのである。

.....甲第22号証：控訴人から被控訴人に対する「支払い請求書」2通

しかし被控訴人はこれに一向に対応しないので、控訴人はやむなく1/7差押え執行を実施した。

この時、玄関に出てきた被控訴人は開口一番、「1月10日に送金する予定でいた」、「控訴したので取り立てはないと思っていた」とかのウソをスラスラとしゃべるのであった。

「控訴したので取り立てはないと思っていた」は全くのウソだし、「1月10日に送金する予定でいた」というのも、このすぐ後に「1月末までには必ず送金します」という言葉に変化するのだから、これもその場思いつきのウソだった。

被控訴人は「表情ひとつ変えずに平然とウソをつく」才能だけは豊富なようである。

大阪地裁や京都地裁の執行官室で聞いたところでは、昨今は「生活必需品として差し押させ不可」のものが増えたせいもあって、件数の8割くらいが差押え不能で、賠償金取り立ての実効性は1割程度で、まして被控訴人のように仕事に就いていないか仕事先不明の場合はほぼ回収できない、という事だった。

実際、被控訴人自宅の自室を執行官が調べてみても、「差押え物無しで執行不能」という結

果であった。

被控訴人はこうなる事を知っていて、「実際には賠償金を支払わなくていい」とタカをくくっていた気配が濃厚だった。

だから控訴人は、被控訴人が1/7執行の時にやっと「1月末までに支払う」という確約をしても気を緩めず、「ギリギリ2/3まで待っても貴殿から全額送金がなされない場合は、改めて執行官に通報し、貴殿の経済生活実態についてのご近所での聞き込み調査を含めて、合法範囲内のあらゆる手段を使って「仮借無き取り立て闘争」を開始する事を付言しておく。」との文面の催促ハガキを1/7執行以降毎日送付したのである。

・・・甲第23号証：控訴人による支払い催促のハガキの一部（1/15分と1/16分）

被控訴人については、「裁判判決に従って賠償金を支払う」という当然の事をさせるだけでも、控訴人がこれほどの労力金銭をかけないといけない状態であり、コンプライアンス意識の欠如が甚だしい。

3：被控訴人が言っているのは、

- ・自分の気に入らない「反日言動」をしている者に対しては襲撃窃盗してもいいし損害賠償しなくてよい。もしくはその違法性や賠償責任を減免される。
- ・刑事裁判で有罪になっても罰金さえ支払えば賠償金も慰謝料も支払う必要が無い。
- ・控訴人に謝罪や賠償をしなかったのは、控訴人が被控訴人を非難するからだ。

（非難される原因たる自分の行為は棚に上げて！）

というような事柄であり、その非常識な自己中心ぶりには呆れる他ない。

4：「控訴人が警察の誘導・規制に従わずに歩いてきて自分らを挑発したから襲撃した」という事が全くのウソである事は既に詳しく説明したが、「従軍慰安は存在しないのに、それを捏造して騒いでいる」というのも全くの虚偽である。

5：さらに、被控訴人は「逮捕起訴されたために収入が減って損害を受けた」と言うが、いったいどういう仕事に就いてい収入を得ていたのか、なぜか全く説明しようとしなない。

原審の出廷の時は立派なスーツとワイシャツネクタイ姿だったので、どこかに勤めているのかと思ったが、平日午後には差し押さえに行った時には在宅していて、部屋の中にめぼしいものが全くない状態だったというから、何も仕事をせずに、同居している父親のすねかじりをしている可能性が非常に高い。

自宅の外見や部屋の様子から考えても、被控訴人が個人的に資産を持っているとも思えない。

被控訴人がどういう職種・業種でどれくらいの収入を得ていたのかを明らかにしない限り、被控訴人の「収入減少」についての言い分は全く信用できない。

そして、そもそも被控訴人の社会的信用を失墜させたのは、控訴人を襲撃し眼鏡を窃盗した事を仲間の動画で自慢してネットのアップされた事に由来するのであって、まさに「自業自得」である。

6：被控訴人らヘイトスピーチ（ヘイトクライム）勢力に顕著なのが、このように「自業自得な事の責任を全て他に転嫁して他を非難攻撃する」という「非常識なまでの自己中心性」である。

こういう輩に対しては、「他人を傷つけたり他人の財物を盗んだり破棄したりしたら実費弁償と慰謝料を払わなければならない」という社会常識を、特に念入りに叩き込んで覚えさせる事が必要である。



7：最後に、被控訴人は議員である控訴人がヘイトスピーチ勢力に対して闘う事や行政施策を作っていくことが、議員という公務と無関係なことであるかのように主張しているが、これもとんでもない間違いである。

常識的に考えればすぐに分かるように、「住民の安全と尊厳を守る」事は行政の当然の責務であり、行政がそのようになるようし向けていくのは議員として当然の責務である。

門真市においても当然ながら韓国・朝鮮・中国・ブラジル・フィリピン等々の外国籍住民や外国人が住んでいて、様々な生活を送っている。

お店をやっている人もいれば朝鮮学校に通っている子どもやその家族もいる。

そういう人々が被控訴人達のようなヘイトスピーチ勢力による差別罵倒宣伝や襲撃に会わないよう、万全の対策を講じるのは議員として当然の事である。

ちなみに、ヘイトスピーチ勢力が門真市に乗り込んで差別怒号行動を行なうネタとして考えられるのは、まず門真団地の問題がある。

右派雑誌の「週間新潮」や「サピオ」で「門真団地＝中国人が多い・生活保護者が多い＝一般納税者に迷惑」という差別トーンで取り上げられているし、ヘイト勢力は「生活保護で在日外国人が特権的に優遇されている」とか「在日外国人に生活保護を与えるのは違法だ」とかの差別デマをまき散らしている。

さらに、ヘイト勢力とつながっている「維新の会」の宮本一孝府議は、府議会で「門真団地は低所得者・生活保護者が多くて問題だ。団地規模を半減すべし」という趣旨の差別的質問をして、答弁を引き出している。

そして門真団地とその周辺の一部の住民の中には、中国籍住民や生活保護者に対する差別意識と反感を持つ人も存在している。生活上のトラブルも一部にある。(住民間対立にならないように頑張っている団体個人も多いが)

従ってヘイト勢力が門真団地で差別怒号デモをやるとか、市役所の生活保護の窓口に来るとかは「十分に起こり得る事」なのである。

こういう事実からも、控訴人が議員としてヘイトスピーチ勢力と闘い、市の施策向上を図るのは当然の事である。

以上、るる述べた事を判断し、特に本件が本質としてはヘイトクライム（差別憎悪犯罪）である事を深く考察し、高裁裁判官におかれては控訴人に対する慰謝料の支払いを命じる判決を速やかに出していただくよう、強く要請いたします。

(了)

# 宮井将に対する損害賠償請求の控訴審

## 2/13 準備書面添付の証拠説明書 (甲第 18 号証～甲第 23 号証まで)

2014 (平成 26) 年 2 月 13 日提出

控訴人 戸田久和

---

甲第 18 号証：解放新聞東京版：2014 年 1 月 1・15 日号 4 面・5 面、の「現代日本とヘイトクライムの動向～ヘイトスピーチは表現の自由の問題ではない」  
(前田朗・東京造形大学教授)

甲第 19 号証：控訴人 HP 内「自由論争掲示板」の 2010 (平成 22) 年 4/11 投稿  
●「興奮しまくった猿の大群」に襲われた感じ！実況動画に解説をつけてアップ中！

甲第 20 号証：雑誌「紙の爆弾」2014 (平成 26) 年 3 月号 P24～29、「大衆メディアにまで拡大する『嫌韓中』の潮流」 安田浩一

甲第 21 号証：2014 (平成 26) 年 1 月 25 日の控訴人から被控訴人への手紙

甲第 22 号証：控訴人から被控訴人に対する「支払い請求書」2 通

甲第 23 号証：控訴人による支払い催促のハガキの一部 (1/15 発送分と 1/16 発送分)